

平成 27 年度予算編成方針

平成 25 年度決算（普通会計）において公表された実質公債費比率は 12.7%（H24:14.6%）、将来負担比率も 68.9%（H24:73.3%）に改善し、財政健全化に向けた一定の成果が表れつつあるものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年同率の 90.0%と高水準で推移しており、引き続き本市の財政状況は、厳しい状況にある。

国の景気は、現在、回復基調にあるが、平成 27 年 10 月には消費税率引き上げが予定されていることから、先行きに不透明感が漂い、税収の大幅な伸びは期待できない。また、普通交付税の合併算定替えによる特例措置（H26:約 11 億円）の段階的縮小が平成 27 年度から始まり、初年度はその 10%が削減される見込みであり、一般財源の減少は避けられない状況となっている。一方、歳出面では、社会保障関連経費の自然増、義務教育施設の耐震化や最終処分場建設など大規模事業による公債費の高止まりのほか、老朽化が進む施設の維持補修費の増加も想定され、政策的に自由に使うことができる財源はより限られたものとなっている。

このような中、最終年度となる第 1 次総社市総合計画〔後期基本計画〕の施策目標達成に向けて、取組の総仕上げを進めるためには、財政を含めた本市の現状を全職員が自らの問題として十分に理解し、共通認識を持つことが必要であり、この認識のもと、次の事項に留意し、予算編成に取り組むこととする。

記

- 1 本予算は年間総合予算として編成することから、歳入、歳出とも年間見通しに基づき、年度途中において安易に補正措置を講ずることのないよう漏れのないよう計上するとともに、積算に当たっても、過小または過大とならないよう十分な精査を行うこと。
なお、要求に当たっては、平成 27 年 10 月 1 日に予定されている消費税率引き上げを反映させること。
- 2 当初予算の要求に当たっては、法令等により義務付けがなされているものなどの特殊事情を除き、一般財源ベースで、平成 26 年度当初予算額から当該年度に限り予算措置されたもの等を減じた額を上限とする。
- 3 厳しい財政状況ではあるが、身近な地域に配慮した施策、社会的弱者に配慮した施策、地域格差の是正や移住・人口減対策に係る施策及び少子・高齢社会に対応する施策の着実な推進を図ること。
- 4 事務事業の計画に当たっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、経費が住民の税金等によって賄われているとの原点に立ち、その目的や効果を念頭に置いたものとし、緊急性・優先度を十分検討したうえで重点的に選択すること。
- 5 新規事業の創設、既存事業の拡充については、「スクラップ・アンド・ビルド」の大原則のもと、既存事業の徹底した見直しにより、財源の捻出に努めること。特に、所期の目的を達成したもののや、社会経済情勢の変化により必要性が減少した既存の事務事業については、廃止や縮小を図ること。なお、こういった事業の再構築により、新規・拡充事業を予算要求する場合は、優先的に予算措置するものとする。
- 6 今後、大幅な財源不足が見込まれることから、各種財源については、見直し等十分検討のうえ、その確保に努めること。
また、収入未済額については、その収納に最大限努めるとともに、督促手数料や延滞金の徴収など、一層の負担の適正化に努めること。